

# 個人所得に係る主な税制改正の概要

平成28年度（27年分）以降の適用分

## 1 個人住民税（市民税・県民税）における住宅ローン控除の対象期間の延長

消費税率の10%への引き上げ時期が、平成27年10月から平成29年4月に変更されたことを受け、所得税と同様に、個人住民税（市民税・県民税）の住宅ローン控除の適用期限（現行：平成29年12月31日まで）を1年半延長し、令和元年6月30日までに居住の用に供した場合とされました。

## 2 ふるさと寄附金（ふるさと納税）に係る改正

### (1) 特例控除額の拡充（特例控除限度額の引上げ）

平成27年1月1日以後に支出する「ふるさと寄附金（都道府県・市区町村への寄附金）」に係る寄附金税額控除については、基本控除に加算される特例控除額の上限を個人住民税（市民税・県民税）の所得割額（調整控除後の所得割額）の10%から20%に拡充することとされました。

### (2) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

所得税の確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと寄附金をした場合、確定申告を行わなくても、所得税の寄附金控除相当額・個人住民税（市民税・県民税）の寄附金税額控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

対象となるのは、**平成27年4月1日以後**に支払った「ふるさと寄附金」で、年中の寄附先の団体数が5団体以内の場合で、確定申告（市民税・県民税申告を含む）を行わない場合に限りです。

特例制度の適用を受けるためには、期限までに寄附先の都道府県・市区町村に「寄附金税額控除等に係る申告特例申請書」を提出される必要があります。

## 3 公的年金からの特別徴収制度の見直し

※ この改正は、**平成28年10月1日以降**に実施される特別徴収について実施されます。

### (1) 仮特別徴収税額の計算方法の見直し

現行制度では、公的年金から特別徴収される（差し引かれる）年税額が前年度と比べ大きく変動した場合、仮特別徴収税額（4月、6月、8月に支給される公的年金から差し引かれる税額）と特別徴収税額（10月、12月、翌年2月に支給される公的年金から差し引かれる税額）に不均衡が生じ、翌年度以降も不均衡が続いてしまう事例がありました。

今回の改正により、仮特別徴収税額の計算方法が、次のとおり改正されることから、平成29年4月以降は特別徴収税額と仮特別徴収税額の平準化が図られることとなりました。

なお、この改正は、仮特別徴収税額の計算方法の見直しを行うものであり、年間の税負担に増減を生じさせるものではありません。

各徴収月の仮特別徴収税額（平成29年4月以後の仮徴収から適用）

改正前	改正後
前年度の2月と同額	前年度に特別徴収された年税額÷6

（具体的な計算例）

前年度に特別徴収された年税額が平成28年度84,000円、平成29年度90,000円の場合

各徴収月の税額（平成29年度）

徴収月	仮特別徴収税額（仮徴収）			特別徴収税額（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
	14,000円	14,000円	14,000円	16,000円	16,000円	16,000円

税 額	84,000 円 ÷ 6 = 14,000 円	(90,000 円 - 14,000 円 × 3) ÷ 3 = 16,000 円 (注)
-----	-------------------------	---

(注) 特別徴収税額（本徴収）は、従来どおり、今年度の公的年金からの特別徴収税額（年税額）から仮特別徴収税額（仮徴収）を差し引いた残額により算出されます。

（平準化の具体例）

平成29年度の公的年金からの特別徴収税額（年税額）が医療費控除の増などで例年より低くなった想定

年度	特別徴収税額 （年税額）	現行		改正	
		仮徴収額 （4,6,8月）	本徴収額 （10,12,2月）	仮徴収額 （4,6,8月）	本徴収額 （10,12,2月）
H28	60,000 円	10,000 円	10,000 円		
<b>H29</b>	<b>42,000 円</b>	10,000 円	4,000 円	10,000 円	4,000 円
H30	60,000 円	4,000 円	16,000 円	7,000 円	13,000 円
H31	60,000 円	16,000 円	4,000 円	<b>10,000 円</b>	<b>10,000 円</b>

- 現行制度では、仮徴収額が前年度の2月と同じ額になるため、一度生じた不均衡が続きます。
- 改正後は、年税額が2年連続で同額となると、平準化します。

(2) 薩摩川内市から市外へ転出された場合における特別徴収の継続

公的年金から特別徴収（差し引き）されている方が市外へ転出された場合において、転出した日の属する年度中については、特別徴収が継続されることとなりました。

改正後の具体的な取り扱い

1月2日から3月31日までに転出した場合	4月1日から翌年1月1日までに転出した場合
翌年度の10月の特別徴収から中止	その年度内の特別徴収が継続

(3) 税額が変更された場合における特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収（差し引き）の対象となっている方の税額が変更になった場合において、12月分と2月分の特別徴収に限り、変更後の支払回数割特別徴収税額で特別徴収が継続されることとなりました。